

令和 8 年第 2 回堺市教育委員会議事録

|               |  |
|---------------|--|
| 開 催 日         | 令和 8 年 2 月 13 日（金曜）  |
| 場 所           | 堺市役所 高層館 20 階第 1 特別会議室   |
| 会 議 種 類       | 定例会  |
| 議 案           | 報告第 1 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度 堺市一般会計補正予算）について<br>報告第 2 号 市長からの意見聴取（令和 8 年度 堺市一般会計予算）について<br>報告第 3 号 市長からの意見聴取（堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）について<br>議案第 4 号 堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について<br>議案第 5 号 第 4 期末来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～の策定について<br>議案第 6 号 訴訟に係る代理人への委任について |
| 教育長の報告        | ① いじめ重大事態に係る調査の諮問について<br>② 令和 7 年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について  |
| その他の報告        | ① 学校外プールの活用について  |
| 教 育 長         | 関百合子教育長  |
| 出 席 委 員       | 豊岡敬委員 新谷奈津子委員 長田翼委員 大内秀之委員 中村善彦委員  |
| 事務局出席者        | 櫻田浩樹教育次長 富岡重幸教育監<br>北野雅史教委総務部長 西尾朋章教委総務課長<br>守谷奈津美教職員人事部長<br>宇野敬子教職員企画課長 高山宗寛教職員人事課長<br>渡邊耕太学校教育部長 松本展典学校保健体育課長<br>乾英樹学校管理部部理事 山本敦士学校施設課長<br>居谷達矢教育政策課長 杉本篤史教育政策課課長補佐<br>楠本奈央子教育政策課企画係長  |
| 開 会 宣 言       | 午前 10 時 00 分   |
| 関百合子教育長       | これより、令和 8 年第 2 回教育委員会を開会します。<br>本日は定例会です。<br>傍聴の申し出がありますので、会議規則第 15 条の規定により、傍聴を許可します。<br>次に、教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。  |
| 杉本篤史教育政策課課長補佐 | 報告します。<br>本日の会議には、教育長及びすべての委員が出席されています。<br>また、事務局におきましては案件に係る理事者全員が出席しています。  |
| 関百合子教育長       | これより、本日の会議を開きます。<br>先にお送りしました、令和 8 年第 1 回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。<br><br>ご異議なしと認めます。<br>よって、議事録は承認されました。  |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 【案 件】                   | 日程第 1<br>報告第 1 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度 堺市一般会計補正予算について）   |
| 関百合子教育長                 | それでは、日程第 1<br>「報告第 1 号 市長からの意見聴取（令和 7 年度 堺市一般会計補正予算について）」を議題とします。<br>提案理由を説明してください。  |
| 【説 明】<br>西尾朋章<br>教委総務課長 | 報告第 1 号 令和 7 年度堺市一般会計補正予算について、説明します。<br>本件は、令和 7 年度堺市一般会計補正予算（第 7 号）について、令和 8 年第 2 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会に関連するものについて市長から意見を求められたものです。<br>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 8 年 2 月 3 日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。<br>はじめに、3/4 ページの別紙 1、第 1 表、歳入歳出予算補正をご覧ください。<br>教育委員会が所管する現計予算に係る歳入歳出予算の補正額は、歳入予算について、国庫支出金、府支出金、諸収入を補正し、合計 9709 万 2 千円の減額となっています。<br>歳出予算について、合計 3 億 8372 万 6 千円の減額となっています。<br>続きまして、補正予算の内容を説明します。<br>4/4 ページ、「令和 7 年度 2 月補正予算の概要について」の資料をご覧ください。<br>1 つめ、就学システム標準化対応業務における事業費の減額等です。就学システムの仕様を統一する標準化対応について、全国的にシステム開発が集中し、技術者不足により、対応できる事業者が見込めないことから、標準化への移行時期を後年度に変更するため、令和 7 年度に計上している歳出予算 1 億 5313 万円及び歳入の国庫支出金 8089 万 8 千円の減額を行うものです。<br>2 つめ、放課後児童対策等事業における事業費の減額等です。事業委託の入札の結果、落札差金が発生したため、歳出予算 2 億 6559 万 6 千円及び歳入の国庫補助金、府補助金の減額を行うものです。また、諸収入については、新規利用者の増加により 1309 万 5 千円を増額するものです。<br>3 つめ、学校における光熱水費の増額です。学校で使用する電気、ガスの使用料について、価格高騰や猛暑による空調使用の増などにより光熱水費の予算不足が生じる見込みであるため、小中、特別支援学校合わせて歳出予算 3500 万円の増額を行うものです。<br>説明は以上です。 |
| 関百合子教育長                 | 説明が終わりました。<br>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。   |
| 長田翼委員                   | 放課後児童対策等事業の予算減額について、入札の結果、2 億円を超える大きな減額となっていますが、その理由についてお聞かせください。<br>また、光熱水費の増額に関連した意見ですが、学校の建物は、夏は暑く冬は寒いので、予算確保できていることは安心しています。一方で、光熱水費はどんどん上がっていくことが想定されるため、校舎の改築時等には断熱設計の対応等をお願いします。  |
| 西尾朋章<br>教委総務課長          | 入札差金については、事業所管課において予定価格を積算、設定し、その金額以下だと落札になります。予定価格は根拠のある数値から積算しています   |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>が、市場価格との差が出てくることがあり、本件も入札差金が出ています。市場価格との差が大きすぎることは好ましくないため、積算の精度を高める必要があると認識しており、今後所管課と調整します。</p>  |
| 関百合子教育長                 | <p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。<br/>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。<br/>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>   |
| 【採 決】                   | 承認  |
| 【案 件】                   | <p>日程第 2<br/>報告第 2 号 市長からの意見聴取（令和 8 年度 堺市一般会計予算について）</p>  |
| 関百合子教育長                 | <p>次に、日程第 2<br/>「報告第 2 号 市長からの意見聴取（令和 8 年度 堺市一般会計予算）について」を議題とします。<br/>提案理由を説明してください。</p>  |
| 【説 明】<br>西尾朋章<br>教委総務課長 | <p>報告第 2 号 令和 8 年度堺市一般会計予算について、説明します。</p> <p>本件は、令和 8 年度堺市一般会計予算について、令和 8 年第 2 回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、教育委員会に関連するものについて市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、教育委員会の議決事項ですが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項に基づき、令和 8 年 2 月 3 日に教育長において臨時に代理しましたので報告し、承認を求めるものです。</p> <p>はじめに、3/12 ページ「令和 8 年度教育費当初予算について」の資料をご覧ください。</p> <p>令和 8 年度堺市一般会計は、前年度比 336 億円増の 5217 億円、そのうち教育費は前年度比 44 億円増の 852 億 6769 万円となっています。</p> <p>教育費に係る歳入については、国庫支出金が 15 億円の増、これは主に体育館空調整備や教職員人件費の増に伴うものです。府支出金が前年度比 22 億円の増、これは主に小学校給食費無償化に伴う補助金の増です。財産収入が前年度比 24 億円の減、これは主に給食費の無償化による減です。繰入金の前年度比 17 億円の減、これは主に学校整備等に充てる公共施設等整備基金の繰り入れの減によるものです。</p> <p>歳出については、性質別内訳で説明します。</p> <p>続いて、4/12 ページをご覧ください。</p> <p>4/12、5/12 ページには新たに予算化を行う債務負担行為及び市債の限度額を定めるものです。</p> <p>続いて、6/12 ページをご覧ください。教育費予算の性質別の前年度比を示した資料です。</p> <p>教育費のうち 58.8%を占める人件費は、人事委員会勧告や給特法改正等により、前年度比 45 億円の増です。</p> <p>普通建設事業費は、体育館空調整備や学校トイレの洋式化改修等の事業進捗による増、また、浜寺小学校や三国丘中学校の校舎改築工事の完了等による減などを合わせ、合計で 4600 万円の減となっています。</p> <p>その他については、学校給食費の無償化に伴う就学援助費等の減や、大阪・関西万博開催に伴う校外学習におけるバス借上料の高騰支援の減などを合わ</p> |

|                        |  |
|------------------------|--|
|                        | <p>せ、合計で1700万円の減となっています。</p> <p>続いて、7/12ページの「令和8年度当初予算案の概要について」をご覧ください。令和8年度当初予算における主な項目について説明します。</p> <p>まず、「総合的な学力の向上」に関する取組として、「学びのコンパスに基づく学力向上対策」1718万7千円です。学びのコンパスに基づく授業改善や、教員に実践的な助言を行う「学びのインフルエンサー」による支援に加え、学校長に専門的な助言を行う「学力向上アドバイザー」を新たに配置します。また、児童生徒用パソコンを活用した「学習動画コンテンツ」を中学校にモデル的に導入し、補充学習や家庭学習の充実を図ります。</p> <p>続いて、8/12ページ「部活動の地域連携・地域展開」に関する取組として、「部活動指導員の増員」2974万4千円です。今後、生徒数の減少が見込まれるため、運動部を中心に部活動の拠点校化を進めつつ、教員に代わって部活動の指導や試合引率等を行う部活動指導員を増員するものです。</p> <p>続いて、9/12ページ「教員の働き方改革」に関する取組として、「教職員のメンタルヘルス対策の充実」308万円です。メンタル不調に関する月1回の精神科医への直接相談に加えて、専用電話やメール回線により新たな相談窓口を設置します。また、休職中の教職員に対して産業保健の専門家が復職に向けた支援を行います。</p> <p>続いて、「不登校支援の強化」に関する取組として、「スペシャルサポートルーム支援員の配置」1167万6千円です。自分の学級に入りづらい等の児童生徒に対し、学校内で安心して学習できる居場所を確保するためのスペシャルサポートルームを安定的に開設するため、スペシャルサポートルーム支援員を試行的に配置します。</p> <p>続いて、10/12ページ「教育支援教室の対象学年の拡充」に関する取組として、8262万7千円です。現在、小学校4年生からを対象としている教育支援教室の対象学年を小学校1年生から3年生も対象学年に拡充します。</p> <p>続いて、「組織的ないじめ対応」に関する取組として、「スクールカウンセラーの増員」1億290万6千円です。児童生徒の心理に関して高度で専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーの小学校配置を拡充します。</p> <p>続いて、12/12ページ「学校給食費の負担軽減」に関する取組として、「学校給食費の無償化」37億4820万9千円です。小学校、中学校及び特別支援学校の全学年を対象に学校給食費の無償化を実施します。</p> <p>続いて、「社会教育の充実」に関する取組として、「中央図書館の基本構想の策定」692万7千円です。中央図書館の再整備に関して、堺区にある地域の図書館としての「パブリックサービス機能」の内容をまとめるため、基本構想を策定します。</p> <p>最後に、「放課後児童対策の充実」35億6461万2千円です。保護者の負担軽減を図るため、のびのびルームの保護者一部負担金額を現行の8千円から6千円に軽減します。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| <p>関百合子教育長</p>         | <p>説明が終わりました。<br/>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>   |
| <p>長田翼委員</p>           | <p>全体として、こどもの教育の予算が増額されており、大変嬉しく思っています。学校給食費の負担軽減に関して、小学校、中学校、特別支援学校全学年の給食費の負担が無くなるのは助かりますが、対象学年が広がることで市の負担額が大きくなると思うが、令和9年度以降も持続可能な計画でしょうか。</p>   |
| <p>西尾朋章<br/>教委総務課長</p> | <p>令和7年度から堺市では、独自に小学校1、2年生を対象に学校給食費の無償化をしており、当初の予定では令和8年度には小学校4年生までを独自に無償化する予定でした。</p> <p>今般、国により小学校給食費の無償化の制度化が図られたことにより、令和</p>   |

|                          |  |
|--------------------------|--|
|                          | <p>8年度からは小学校全学年で無償化を実施します。また、中学校は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、令和8年度は、堺市独自に中学校全学年の無償化を行います。なお、令和9年度以降の中学校給食費の方向性は未定ですが、同臨時交付金の状況や堺の財政状況などから、今後検討していきます。</p>  |
| 中村善彦委員                   | <p>不登校支援に関する意見です。不登校児童生徒の居場所づくりは、重要ですが、家に迎えに行けば学校に行けるがその一歩を踏み出せない子どもが一定数いるように感じています。その支援のため、有償の制度もありますがその利用を躊躇する保護者もいるため、教員が家に迎えに行くこともあると聞きます。それは、教員の大きな負担になりますので、登校支援に関する施策に人員や予算を割くことを今後検討いただければと思います。</p>   |
| 西尾朋章<br>教委総務課長           | <p>今回、スペシャルサポートルーム支援員については、モデル実施として配置します。実施する中で、支援員がどういったことができるか、例えばスペシャルサポートルームの利用児童生徒がいない時は、不登校のこどもの家に行くなどアウトリーチできるのかなどを検証していきたいと考えています。</p>   |
| 関百合子教育長                  | <p>他にご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。<br/>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。<br/>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>  |
| 【採 決】                    | 承認   |
| 【案 件】                    | <p>日程第3<br/>報告第3号 市長からの意見聴取(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)について</p>  |
| 関百合子教育長                  | <p>次に、日程第3<br/>「報告第3号 市長からの意見聴取(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)について」を、議題とします。<br/>提案理由を説明してください。</p>   |
| 【説 明】<br>宇野敬子<br>教職員企画課長 | <p>報告第3号 市長からの意見聴取(堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)について、説明します。<br/>本件は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を令和8年第2回市議会(定例会)に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた案件のうち、教育委員会の所管に係る部分については、異議がないものとして、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和8年1月26日に教育長において臨時に代理したので、報告するものです。<br/>改正内容としては、管理職員特別勤務手当について、支給対象業務、支給金額等を教育委員会規則において定めることを規定するものです。<br/>説明は以上です。</p> |
| 関百合子教育長                  | <p>説明が終わりました。<br/>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。<br/>本件については、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。</p>   |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
|                                   | <p>ご異議なしと認めます。<br/>よって本件は、原案のとおり承認されました。</p>   |
| 【採 決】                             | 承認   |
| 【案 件】                             | <p>日程第 4<br/>議案第 4 号 堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について</p>  |
| 関百合子教育長                           | <p>次に、日程第 4<br/>「議案第 4 号 堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について」<br/>を、議題とします。<br/>提案理由を説明してください。</p>  |
| <p>【説 明】<br/>宇野敬子<br/>教職員企画課長</p> | <p>議案第 4 号 堺市立学校職員等の旅費に関する規則の全部改正について、説明します。</p> <p>本件は、堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例第 33 条第 1 項で準用する、堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市職員等の旅費に関する条例施行規則の全部改正を受けて、学校職員に関する旅費規則を改正するものです。</p> <p>旅費制度改正の概要について、説明します。</p> <p>説明資料 29/31 ページ「堺市立学校職員の旅費制度改正の概要について」をご覧ください。</p> <p>はじめに、「制度見直しの趣旨・背景」についてです。その内容は、国内外の経済社会情勢の変化への対応、旅費計算の簡素化及び旅費の支給対象見直しによる事務負担軽減を図るために、令和 7 年 4 月 1 日付で国家公務員等の旅費に関する法律（旅費法）が改正されましたが、本市の旅費制度は、国家公務員等の旅費制度に準じて制度設計を行っていることから、国の改正に合わせた旅費制度の見直しを行うものです。</p> <p>主な改正内容は、まず、1 日あたり定額で支給する「日当」及び、宿泊料金に夕食代又は朝食代が含まれていない場合に加算して支給する「宿泊料加算」を廃止し、宿泊を伴う出張に宿泊手当を支給するものです。</p> <p>次に、宿泊料の見直しです。その内容は、全国一律の宿泊費の上限額を見直し、都道府県単位で宿泊費の上限額を定めるものです。主に、首都圏などは上限額を増額し、都道府県によっては上限額を減額します。</p> <p>次に、実費支給についてです。その内容は、大阪府外の同一地域内での旅費や、特定都区市内の中心駅から目的地の最寄駅までの旅費は、旅費支給の対象ではありませんでしたが、出発地の最寄駅等から目的地の最寄駅等までの実費支給ができるようになります。ただし、最も経済的な経路及び方法によります。</p> <p>次に、宅発・宅着時の学校発着との旅費の比較の廃止についてです。居住地から直接目的地へ向かう出張を「宅発」、目的地から直接居住地へ帰る出張を「宅着」、目的地から学校へ向かう、もしくは学校から目的地へ向かう出張を「学校発着」といいます。宅発・宅着の出張において、現行、居住地から目的地の旅費と学校発着の旅費を比較し安価な方の旅費を支給していますが、その比較を不要とするものです。</p> <p>最後に、旅費法改正による支出費目の変更についてです。現行、使用料及び賃借料で支出している、普通旅行、引率旅行を除く、下見を含む旅行ですが、その際の経費を旅費として支給できるようになります。本規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 関百合子教育長                           | <p>説明が終わりました。<br/>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。</p>  |

|                         |   |
|-------------------------|---|
|                         | <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。<br/>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>  |
| 【採 決】                   | 可決  |
| 【案 件】                   | <p>日程第 5<br/>議案第 5 号 第 4 期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～の策定について</p>  |
| 関百合子教育長                 | <p>それでは、日程第 5<br/>「議案第 5 号 第 4 期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～の策定について」を、議題とします。<br/>提案理由を説明してください</p>  |
| 【説 明】<br>居谷達矢<br>教育政策課長 | <p>議案第 5 号 第 4 期未来をつくる堺教育プラン～未来を切り拓く力の育成～の策定について、説明します。</p> <p>本件については、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」の計画期間が令和 7 年度末に終了することから、令和 8 年度から令和 12 年度までの本市教育の基本的な方向性を示す第 4 期の本市教育プランの策定について提案するものです。</p> <p>令和 7 年 11 月 14 日の定例会において教育長の報告として報告した「第 4 期未来をつくる堺教育プラン(案)」について、校長会、パブリックコメント、(仮称)次期堺市教育振興基本計画策定懇話会等からの意見等を踏まえ、必要な修正を行い、最終案を作成しました。</p> <p>第 4 期プランの内容は、前回お示しした内容から大きく変わっていませんが、資料編については、懇話会やワーキンググループの取組、こどもの意見など、プラン策定にあたって取り組んだ内容をまとめて追記しています。</p> <p>72/86 ページ以降には、本編やこども版について、パブリックコメントの結果を踏まえた修正や数値の更新、より伝わりやすい適切な表現への変更、表紙やイラストの追加など、前回の定例会以降の修正を行った内容を一覧にまとめています。以上の修正を行ったものを、第 4 期未来をつくる堺教育プラン最終案として、本定例会に提案するものです。</p> <p>本定例会で議決後は、速やかに市ホームページで公表し、学校園へ送付するほか、市議会への報告、市政情報センター、図書館などで配架し、こども版、概要版とあわせて広く市民への周知に努めてまいります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 関百合子教育長                 | <p>説明が終わりました。<br/>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問、ご意見なしと認めます。<br/>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。<br/>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>   |
| 【採 決】                   | 可決  |
| 関百合子教育長                 | <p>ここでお語りいたします。</p> <p>議案第 6 号「訴訟に係る代理人への委任について」は、人事に関する案件の</p>   |

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
|                                      | <p>ため、</p> <p>教育長の報告①「いじめ重大事態に係る調査の諮問について」は、関係児童生徒等のプライバシー保護のため、</p> <p>教育長の報告②「令和7年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について」、は報道発表等による公表前のため、</p> <p>秘密会とすることにご異議ありませんか。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p>   |
| 【その他の報告①】                            | その他の報告① 学校外プールの活用について  |
| 関百合子教育長                              | <p>それでは、日程第6 議案第6号は、秘密会となりましたので、先に公開案件である「その他の報告① 学校外プールの活用について」を報告します。</p> <p>詳細については、担当課長より説明します。</p>  |
| <p>【説明】</p> <p>松本展典<br/>学校保健体育課長</p> | <p>その他の報告① 学校外プールの活用について、説明します。</p> <p>学校外プールの活用に係る方針案を作成しましたので、その概要を報告します。原則、移行対象校は、この後説明します3つの条件の全てを満たす学校とします。ただし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜条件等の見直しを行います。</p> <p>1つめの条件は築年数です。改築の対象となる築40年以上のプールのある学校です。</p> <p>2つめは、経費面での条件です。学校のプールを利用する場合との比較において、学校外プールを利用した方が、経費面で効果が見込まれる学校です。児童生徒数が一定数以下の学校では、プールの維持・更新費用よりも、学校外プールの施設利用料が安価となり、経費面で効果が見込めます。</p> <p>3つめは、移動時間の条件です。バスを利用して片道10分以内で移動可能な学校です。この10分以内には、借上バスに乗車するまでの移動時間を含みます。</p> <p>これらの条件を満たす学校について、令和9年度以降、順次移行を進めます。学校外プールを利用する学校の授業数については、小学校は3時限連続を年3回、中学校は2時限連続を年4回行うことを原則とします。時数には移動時間を含みます。</p> <p>築40年以上のプールであるが、経費面や移動時間の条件を満たさない学校についての対応について説明します。</p> <p>まず、経費面の条件により、学校外プールを利用できない場合についてです。学級数が多く、将来推計を踏まえても経費面の条件により学校外プールを利用できない学校については、原則プールの改築を検討します。プールの改築にあたっては、児童生徒や教員の負担軽減に資するハード面・ソフト面での対応を検討します。</p> <p>次に、移動時間の条件により、学校外プールを利用できない場合についてです。学級数や近隣校、既存プールの状態等を踏まえ、学校プールの共同利用・集約化を進めます。</p> <p>今後、本方針は予算要求等の場面で対外的に示す予定です。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 長田翼委員                                | <p>学校外プールの使用は、民間の施設を使うと思いますが、民間側の利点はあるでしょうか。</p>   |
| <p>松本展典<br/>学校保健体育課長</p>             | <p>民間側の利点としては、空き時間における施設稼働率、人員の稼働率向上、また、公的な目的でプールを貸し出すことによる企業イメージの向上などの利点があると考えています。</p>   |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| 新谷奈津子委員                             | 全体として、費用対効果を考慮しているとのことですが、具体的な内容についてお聞かせください。   |
| 松本展典<br>学校保健体育課長                    | 今回の比較において、現状要している経費として、毎年かかる水道代や薬剤代等を含むランニングコストに加えて、プールを40年使うと仮定し、その1/40の建設費を毎年のコストに加味しています。そのトータルを1年分のコストとして、学校外のプールの使用料や移動のためのバス利用料などを比較して、経費面で効果が見込める場合に、学校外プールを使っていくことが本方針です。 |
| 関百合子教育長                             | それでは、先に決定したとおり、これより秘密会となりますので、関係者以外の退席を求めます。  |
| (議案第6号及び教育長の報告①、②は秘密会)              |   |
| <b>【案 件】</b>                        | 日程第6<br>議案第6号 訴訟に係る代理人への委任について  |
| 関百合子教育長                             | それでは、日程第6<br>「議案第6号 訴訟に係る代理人への委任について」を、議題とします。<br>提案理由を説明してください   |
| <b>【説明（要旨）】</b><br>高山宗寛<br>教職員人事課長  | 本市を相手方として、提起された訴訟に対する応訴の追行に係る代理人への委任について提案するものです。   |
| 関百合子教育長                             | 説明が終わりました。<br>本件について、ご質問、ご意見はありませんか。<br><br>ご質問、ご意見なしと認めます。<br>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。<br><br>ご異議なしと認めます。<br>よって本件は、原案のとおり可決されました。                                       |
| <b>【採 決】</b>                        | 可決  |
| <b>【教育長の報告①】</b>                    | 教育長の報告① いじめ重大事態に係る調査の諮問について   |
| 関百合子教育長                             | 次に、<br>教育長の報告①<br>「いじめ重大事態に係る調査の諮問について」を報告します。<br>詳細については、担当課長より説明します。  |
| <b>【説明（要旨）】</b><br>松本展典<br>学校保健体育課長 | 市立学校で発生したいじめ重大事態について、教育委員会からいじめ重大事態調査委員会（第三者委員会）へ調査を諮問したことを報告するものです。  |
| <b>【教育長の報告②】</b>                    | 教育長の報告② 令和7年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>関百合子教育長</p>                  | <p>次に、<br/>教育長の報告②<br/>「令和7年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）被表彰者の決定について」を報告します。<br/>詳細については、担当課長より説明します。</p>   |
| <p>【説明】<br/>居谷達矢<br/>教育政策課長</p> | <p>教育長の報告② 令和7年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）の被表彰者の決定について、説明します。<br/>概要欄をご覧ください。今般、令和7年度堺市教育委員会表彰（児童・生徒の部）の被表彰者を堺市教育委員会表彰規則に基づき、教育長において決定しましたので報告するものです。同表彰は、文化活動又はスポーツの大会で優秀な成績を収めた児童・生徒の榮譽を称えるために行うものです。被表彰件数は個人と団体と併せて126件となっています。<br/>その内訳としては、<br/>文化の部が、個人34人、団体6団体の合計40件、<br/>スポーツの部が、個人71人、団体15団体の合計86件となっています。<br/>今後の予定については、令和8年3月7日（土）に表彰式を開催し、「児童・生徒の部」と、令和7年10月14日に議決いただいた「教育功績の部」を合わせて、被表彰者への表彰状の授与を予定しています。<br/>説明は以上です。</p> |
| <p>閉会宣言</p>                     | <p>午前10時55分</p>   |
| <p>関百合子教育長</p>                  | <p>以上で、本定例会に付議されました案件は、すべて議了しました。<br/>これをもって、令和8年第2回教育委員会を閉会します。</p>  |